010392.012	〔2〕 １頭の課税価格が生きている豚に係る従量税適用限度価格を超え、生きている豚に係る分岐点価格（生きている豚に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る関税暫定措置法（昭和３５年法律第３６号）別表第１の３の２に定める期間内に輸入されるものの区分に対応する同法別表第１の３に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同法別表第１の３におけるこの号の〔3〕に定める率（例えば、9.8%の場合は0.098）に１を加えた数で除して得た価格をいう。以下この項において同じ。）以下のもの	１頭につき、生きている豚に係る基準輸入価格と課税価格との差額	B15*		B15*	B15*	B15*	B15*	B15*	B15*	B15*	B15*	B15*	B15*	B15*	B15*	B15*	無税	無税	無税	無税	無税	無税
010392.020	〔3〕 １頭の課税価格が生きている豚に係る分岐点価格を超えるもの	8.5%	B15		6.9%	6.4%	5.8%	5.3%	4.8%	4.3%	3.7%	3.2%	2.7%	2.1%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
01.06	その他の動物（生きているものに限る。）																						
	哺乳類																						
0106.12	くじら目、海牛目及び鰭脚下目																						
010612.010	－ くじら目及び海牛目		X																				
	第２類　肉及び食用のくず肉																						
02.01	牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）																						
020110.000	枝肉及び半丸枝肉	38.5%	R1	SG1*, S	25.8%	25.0%	24.2%	23.3%	22.5%	21.7%	20.8%	20.0%	18.2%	16.3%	14.5%	12.7%	10.8%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%
020120.000	その他の骨付き肉	38.5%	R1	SG1*, S	25.8%	25.0%	24.2%	23.3%	22.5%	21.7%	20.8%	20.0%	18.2%	16.3%	14.5%	12.7%	10.8%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%
0201.30	骨付きでない肉																						